滑川海浜公園指定管理者募集要項

１　はじめに

（１）指定管理者の募集

滑川市では、このたび地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項及び滑川市都市公園条例（昭和 63 年滑川市条例第３号）に基づき、次のとおり滑川海浜公園の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）を募集します。

（２）施設の目的

幅広い人々が滑川の自然環境や景観の魅力を堪能できるエリアとして、既存の観光施設などとの相乗効果による地域の活性化や交流人口の拡大を目指し、キャンプのできる公園とし、市民の健康増進やレクリエーション、観光振興を図ることを目的とする。

２　施設の概要

（１）名称及び所在地

名　　称：滑川海浜公園

所　在　地：滑川市高塚 545 番地ほか

（２）施設の概要

面　　積：約 2.0ha

主 な 施 設：展望の丘、キャンプ場、駐車場、芝生広場、小広場など

（※）詳細は、図１及び別紙「滑川海浜公園指定管理仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりです。

３　業務内容

滑川海浜公園の管理の基本的な内容は、次のとおりです。詳細は仕様書のとおりです。

（１）施設の利用に関すること

（２）施設及び設備の維持管理に関すること

（３）施設の利用促進及び情報発信に関すること

（４）計画の策定及び業務報告に関すること

（５）その他の業務に関すること

４　指定管理期間

令和８年４月１日から令和 13 年３月 31 日までの５年間です。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理期間の途中で指定を取り消し、又は期間を定めて管理の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

５　業務に必要な経費及び指定管理者の収入

（１）指定管理料

ア　市は、指定管理業務に必要な経費のうち、利用料金収入見込額を差し引いた額を、指定管理料として指定管理者に支払います。

イ　市が支払う指定管理料については、以下のとおり年度ごとの上限額を設定するので、

これを下回る提案を行うこととし、その支払方法等を含め、協定書によって定めます。なお、この年度ごとの上限額を上回る提案をした場合は失格となるので充分に留意してください。

年度	指定管理料の上限額	備考
令和８年度	6,612千円	令和８年４月～令和９年３月分
令和９年度	6,827千円※	令和９年４月～令和10年３月分
令和10年度	7,077千円※	令和10年４月～令和11年３月分
令和11年度	7,304千円※	令和11年４月～令和12年３月分
令和12年度	7,538千円※	令和12年４月～令和13年３月分

※５ヶ年で限度額（35,358千円）

（２）指定管理料に含まれるもの

ア　指定管理料に含まれる経費は、滑川海浜公園の管理運営に必要な人件費、施設管理費（光熱費、清掃、設備点検、植栽維持管理等に係る経費及び１件当たり 20 万円未満の修繕費）及び事務費等が含まれます。

イ　１件あたり 20 万円未満の施設及び備品の修繕は、原則として指定管理者の負担とします。ただし、それにより難い場合は、市及び指定管理者との間で協議のうえ決定することとします。

（３）利用料金に関する事項

利用料金の額は、あらかじめ市長の承認を得て、近隣同種の施設の料金に準じて指定管理者が定めることができるものとします。なお、利用料金の設定にあたっては利用率の向上、サービスの向上を配慮し、当該利用料金は指定管理者の収入として収受されます。

（４）指定管理業務にかかる経費の管理

指定管理者は、指定管理業務の実施に係る経費を適切に執行管理するための体制を確保するものとし、本業務に係る資金の収支は、他の事業会計と区分し、独立した帳簿及び預金口座での管理とします。

（５）施設・備品等の整備・改修費用

当該施設・備品等を整備・改修する場合は、あらかじめ市と協議して承諾を得てください。当該施設・備品等については、指定管理期間の終了までに、原則として原状回復を行っていただきます。ただし、次期の指定管理者又は市との間で当該施設・備品等の承継について合意が得られた場合はこの限りではありません。なお、上記に基づく施設・設備等の整備・改修等をした財産は市に帰属するものとします。

６　応募資格等

（１）応募資格

ア　法人その他の団体で、指定管理期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できるもの。ただし、営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するものとします。

イ　複数の団体により構成されるグループによる応募の場合は、応募時に共同事業体を組み、その代表団体を定めていただき、上記アの要件をその代表団体に求めます。

（２）欠格事項

次に該当する法人等（その他団体は代表者）は、応募することができません。

ア　法律行為を行う能力を有しないもの。

イ　破産者で復権を得ないもの。

ウ　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第２項（同項を準用する場合を含む）の規定により滑川市における一般競争入札等の参加を制限されているもの。

エ　市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたもの。又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正利益を得るために連合したもの。

オ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの。

カ　税・料金等を滞納しているもの。

（３）複数応募及び重複提案の禁止

ア　単独で申請した団体は、グループ申請の構成団体となることはできません。

イ　複数のグループにおいて、重複して構成員となることはできません。

ウ　応募１団体（グループ）につき、提案は１案とします。複数の提案はできません。

７　提出書類

応募する際は、別に示す仕様書を基に以下の書類を正本１部及び電子データで提出してください。（様式指定のないものは任意で作成してください。）

（１）指定管理者指定申請書（様式１）

（２）団体の概要１（様式２）

（３）団体の概要２（共同事業体の場合　様式３）

（４）共同事業体協定書兼委任状（共同事業体の場合　様式４）

（５）宣誓書（様式５）

（６）提案書（様式６～様式 11）

（７）その他市長が必要と認める書類

８　応募に係る費用負担

応募に関して必要となる費用は、すべて応募する法人・団体の負担とします。

９　提出期限

令和７年 10 月 31 日（金）午後５時 15 分までに提出先（都市計画課）に必着とします。

10　募集の選定スケジュール

（１）募集及び選定スケジュール

項　目	日　程
募集期間	10 月１日（水）　～　10 月 31 日（金）
質問受付期間	10 月６日（月）　～　10 月 17 日（金）
１次審査（書類選考）	11 月上旬
２次審査（ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ）	11 月 13 日（木）午前 11 時から（予定）
候補者の選定	11 月中旬（予定）
協定の締結	12 月下旬（予定）（市議会定例会の議決後）

（２）質問書の受付

今回の応募に伴い質問がある場合は、次のとおり受付をします。

ア　受付期間：10 月 6 日（月）～10 月 17 日（金）午後 5 時 15 分までに必着。

イ　受付方法：「質問書」（様式 12）に記入のうえ、電子メール（件名は「滑川海浜公園質問書」）で送付してください。電話・ファックスでの申し込みの受付は行いません。

（３）質問書に対する回答

回答は、滑川市ホームページに掲載します。

11　選考方法

（１）審査方式

申請書類及び面接審査（プレゼンテーション）により選考します。

（２）選考委員会による審査

指定管理者選定に関する審査基準に基づき、滑川市指定管理者選考委員会（以下「選考委員会」という）で総合評価により審査します。

（３）候補者の選定

審査結果をもとに、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定し、結果については申請者（グループで応募したときは代表者）の全てに文書で通知し、市ホームページにも掲載します。

通知後は、市と優先交渉権者により提案内容の実現に向けた細目の協議を行い、提案の趣旨や指定管理料に大きく影響しない範囲で、必要に応じて提案内容の修正を求めることがあります。

なお、優先交渉権者との協議が成立しないとき又は協議において提案の実現可能性が低いと判断したときは、選考委員会において次点となった申請者と協議を行います。

（４）協定の締結

議決後に市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定に基づく指定管理料は当該年度の予算額の範囲内で、市と指定管理者の協議によって決定します。

12　選定の基準

選定にあたっては、次の選定基準に基づいて審査を行います。（100 点満点）

	大項目	小項目	審査内容	配点
本施設の持続可能な管理運営のための基本方針	事業者の人物・物的能力について	管理運営の実績	・施設の管理運営実績の有無。 ・管理運営するための能力・ノウハウがあるか。	10
		安定した運営基盤	・財政基盤が安定し、健全な経営状況となっているか。 ・安定的に管理体制を維持できる組織及び執行体制となっているか。	10
	管理運営に対する理念・方針について	管理運営の考え方	・施設の性格、機能、役割を理解した方針か。 ・方針は、市民の利用しやすさなど、利用者側の視点を持っているか。	10
		市民の平等利用の確保	・市民の利用機会の平等が図られているか。 ・正当な理由なく市民の利用を拒むことや、その利用について差別的扱いをしないか。	10
本施設の管理運営	施設の運営について	管理運営体制・人員配置	・施設の利用案内及び管理等に対し、十分な知識や経験を有する適切な人材を配置しているか。 ・職務に必要な資質向上のための方策が示されているか。	10

			・個人情報の保護等の取り組みは適切になされているか。	
		管理基準について	・利用料金、運営内容等が本施設を有効に活用できる内容で、具体性があるか。	10
		利用者満足度の向上	・利用者の向上、利用促進の具体的提案、実現可能性に対する具体策を持っているか。 ・地域住民のニーズを運営に反映させるための方策が具体的に示されているか。	10
	施設の維持管理について	維持管理体制及び事故防止、防犯、防災等の対応方針	・清掃、保守管理等の維持管理業務について適切な施設の維持管理体制がとられているか。 ・適切な施設の安全管理・安全対策の体制、緊急時における連絡体制がとられているか。	10
	観光振興について	観光振興の計画と方針	・既存の観光施設などとの相乗効果による地域の活性化や交流人口の拡大を図る提案となっているか。	10
管理運営について	指定期間内の提案額及び収支計画について		・収支計画は適切で、中長期にわたり管理運営経費の節減が図られる見込みがあるか。 ・事業者のノウハウや施設、設備等の特徴を生かした効率的な維持管理、経費節減につながる具体的な提案であるか。	10
			合計（点）	100

13　選定審査対象除外

以下の場合においては、選考対象から除外することがあります。

（１）提出書類に虚偽の記載が明らかになったとき。

（２）この要項に違反又は著しい逸脱が明らかになったとき。

（３）提出期限までに必要な書類が整わなかったとき。

（４）その他不正行為が認められたとき。

14　留意事項

（１）業務の第三者への再委託

指定管理者は、事業に係る業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、施設の清掃や警備、設備の保守点検などの維持管理業務及びその他の事業の一部について、あらかじめ市が認めた場合はこの限りではありません。

（２）維持管理に係る契約について

維持管理については、市が締結している契約がある場合はそれを優先することとし、その分にかかる経費は指定管理料から差し引くことといたします。またその契約が満了した場合は、指定管理者が該当する件を新たに締結することとします。

15　事務・業務等の引継ぎ

（１）業務開始へ向けての引継ぎ

候補者は議決以後、令和８年４月の業務開始に向けて、現行の指定管理者及び市と随時、協議や事務引継ぎを行います。なお、その経費については候補者の負担としま

す。

（２）次期指定管理者への引継ぎ

ア　指定期間の終了又は指定の取消しにより管理を終了するときは、次期指定管理者が円滑かつ支障なく滑川海浜公園の管理業務を遂行できるよう引継ぎを行うこととします。

イ　公園施設の利用につき、既に利用許可申請を受理し、又は利用許可を行っているものについては引き続き継承することとします。

（３）施設設備の部分改修、修繕等のため一時的に休園する場合(施設維持管理上、止むを得ず休園する場合)は、事前協議を行なうこととします。

16　その他

（１）提出された書類は、原則としてお返しできません。

（２）提出された書類は、必要に応じ複写します。(使用は市庁内及び選考委員会に限る)

（３）応募書類の提出後に辞退する場合は、書面（様式 13）により申し出てください。

17　問い合わせ及び提出先

滑川市建設部都市計画課　〒936-8601 滑川市寺家町 104 番地

TEL：076-475-1452

FAX：076-475-6299

E-mail：toshi@city.namerikawa.lg.jp
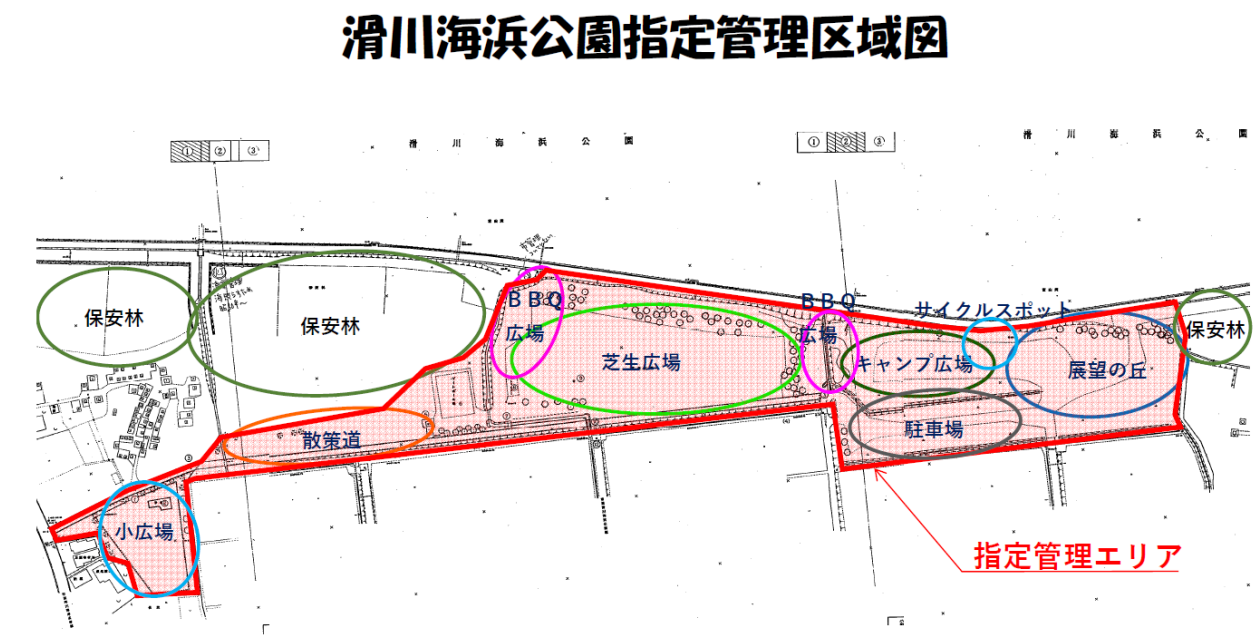
図１